

「相双地域 移住・定住促進事業」業務委託仕様書（案）

この仕様書は、福島県（以下、「甲」という。）が委託事業者（以下、「乙」という。）に委託する「相双地域 移住・定住促進事業」を円滑かつ効率的に実施するため、必要な事項を記載したものであり、乙は本仕様書に従い業務を遂行するものとする。

1 業務名

「相双地域 移住・定住促進事業」業務委託

2 委託期間

委託契約締結の日から令和9年2月26日（金）

3 業務の目的

相双地域では、震災復興をきっかけとした企業進出や新たな産業の集積が進展している一方、人口が震災前の6割弱と大きく減少していることに加え、若年層の多くが進学をきっかけに県外に流出しており、地域の振興を担う人材の不足が課題になっている。

以上の課題解決に資するため、首都圏在住の方を主なターゲットに相双地域の魅力を発信し、相双地域への興味・関心を高めてもらうことにより、将来の就職・転職を促進し、相双地域を支える人材の確保を図る。また、相双地域の魅力的な地域資源を発掘、深掘して情報発信を行い、主に首都圏からの誘客を進めることで交流人口の増加を促進し、将来の移住・定住につなげることを目的とする。

※相双地域：相馬市、南相馬市、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村

4 業務の内容

本事業の実施にあたっては、3に掲げる業務の目的を実現できるよう事業全体に工夫を凝らし、甲と調整の上で（1）から（6）までの各項目を実施する。

（1）相双地域魅力PR動画の作成

ア 本数および尺

制作する動画は①本編と②ショートバージョン動画（本編を再編集したもの）の2種類とし、動画の尺については、本編は3分～5分程度、ショートバージョンは30秒～1分程度を想定しているが、最終的な尺及び構成については乙からの提案により決定する。

イ 内容

本編は、「相双」が福島県浜通りに位置する地域名であることが理解できる内容に加え、相双地域における働き方、暮らし方、余暇の過ごし方やライフスタイルの魅力を盛り込み、視聴者が相双地域での就業や生活する姿が自然にイメージ

できるような構成とすること。

ショートバージョン動画は、本編動画を再編集したものとし、相双地域における余暇の過ごし方やライフスタイル（例：サイクリング、マリンスポーツ、子育て環境、子どもの遊び場等）の要素を効果的に切り出すことで、視聴者の興味・関心を喚起し、本編動画の視聴につながる導線として機能する内容とすること。

（2）移住促進広報

ア SNS 広告による情報発信

（1）で制作した動画（ショートバージョン動画）を用い、SNS 広告（例：YouTube、Instagram、TikTok 等）を活用した情報発信を行うこと。本編動画の視聴誘導を意識した広告設計とし、配信媒体、広告形式、配信期間、配信ボリューム等については、効果的な手法を乙から提案すること。

イ デジタルサイネージ等を活用した情報発信

ア同様に（1）で制作した動画（ショートバージョン動画）を用い、デジタルサイネージ媒体等（駅構内や駅周辺施設に設置されたデジタルサイネージ、鉄道車両内のデジタル広告、タクシー車内モニター等）を活用した情報発信を行うこと。本編動画の視聴誘導を意識した広告設計とし、使用する媒体、掲出場所、掲出期間等については、効果的な手法を乙から提案すること。

（3）移住促進セミナーの企画・運営

ア 主な対象者

首都圏在住者を主な対象者とする。

イ セミナーの名称

乙から提案し、甲と協議の上で決定すること。

ウ セミナーの内容

相双地域在住者を講師とし、相双地域で働くことの魅力や暮らしの情報などを伝えること。また、講師と参加者の交流を図ること。

エ 開催方法等

セミナー（来場型）を2回実施し、オンライン配信もあわせて行うこと。

2回開催のうち1回以上、ふるさと回帰支援センターとの共催セミナーとし、ふるさと回帰支援センターの定める要件に対応すること。

オ 実施場所

2回開催のうち1回以上、ふるさと回帰支援センターセミナールームにて実施すること。ふるさと回帰支援センターを使用する際の、セミナールームの空き状況の確認及び予約は甲が行うこととするが、利用料金の支払い及び予約後の調整は乙が行うこととする。なお、ふるさと回帰支援センター以外の会場については、甲と協議の上で決定することとし、乙が空き状況の確認及び予約等も行うこと。

カ 講師等の手配

講師については乙から提案し、甲と協議の上で決定することとし、1回の開催

にあたり講師は複数名とすること。

キ 集客目標

2回合計 50 人程度とする。

ク 実施日

開催日については、甲と協議の上決定すること。なお、うち 1 回は以下の日程・場所で開催すること。

日にち 令和 8 年 11 月 20 日（金）

場 所 ふるさと回帰支援センター セミナールーム C・D

（東京都千代田区有楽町 2 - 1 0 - 1 東京交通会館 8 階）

会場利用可能時間 16 : 30 ~ 21 : 00

収容人数 70 名 ※関係者含む。

ケ 参加者の募集等

（1）で制作した動画等を活用しながらセミナーの情報がターゲットに的確に届くよう周知を図ること。企画提案においては、実施予定の告知・広報（媒体や数量等）を提案すること。なお、それらに要する経費は見積書に明記すること。

なお、告知・広報や制作物は、甲と乙が協議の上で決定するものとする。

コ 申込受付

申込フォーム等により参加申込の受付を行うとともに、申込項目や内容については甲と協議の上で決定すること。

カ アンケートの実施

参加者に対して、参加したきっかけや感想等についてアンケートを実施し、終了後 3 週間以内にとりまとめて報告すること。

なお、アンケート内容については甲と協議の上で決定するものとする。

キ セミナー参加者のフォローアップ

セミナー参加者が参加後も地域等との関係性を継続する働きかけを行うこと。個別ヒアリングを行い、参加者の希望に沿った情報提供や関係機関の紹介等を行うこと。

ク 費用の支払い

委託事業の実施に必要となる一切の経費の支払いを行うこと。

講師には謝金及び交通費（発生する場合のみ）を支給することとし、謝金及び交通費については見積書に計上すること。

なお、参加者から参加費は徴収しない。

（4）その他

委託料には委託事業の実施に係る一切の費用を含むものとする。

5 提出書類

乙は、委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を県の指定する日ま

で提出しなければならない。

- (1) 契約締結後速やかに提出するもの
 - ・委託業務着手届（第1号様式）
 - ・事業実施計画書（様式任意）※スケジュール等を含む
 - ・その他、甲が業務の確認に必要と認める書類
- (2) 業務完了後速やかに提出するもの
 - ・委託業務完了届（第2号様式）
 - ・委託業務実績報告書（第3号様式）
 - ・成果品
 - ・収支決算書（様式任意）
 - ・その他、甲が業務の確認に必要と認める書類

6 成果品

委託契約書第1条に定める成果品は、次のとおりとする。

- (1) 実績報告書（正副本1部ずつ）

以下の内容を記載した報告書を提出すること。

 - ア 広報（広告）及びセミナーの実績
 - イ 広報（広告）及びセミナーの実施内容
 - ウ セミナー参加者の氏名及び連絡先等
 - エ セミナー参加者からの質問及びこれに対する回答
 - オ 広報（広告）及びセミナー開催による成果、課題
- (2) 本業務により作成したデータ等

本業務において作成した動画や録画映像、録音した音声、撮影した写真等、一切のデータ等を提出すること。

なお、これらの著作権は、すべて甲に譲渡するものとする。
- (3) その他
甲が必要と認める書類

7 その他

- (1) 乙は、本仕様書及び甲の指示に基づき、本委託業務を忠実かつ確実に履行すること。
- (2) 乙は、本業務の期間において、甲との間で随時打合せを行うものとする。また、乙は進捗状況等について、逐次、甲に報告すること。なお、甲は本業務実施のために必要な協力をする。
- (3) 委託料には、委託事業の実施に係る一切の費用を含むものとし、疑義が生じる場合には甲と協議するものとする。
- (4) 本業務において制作される成果品の著作権及び所有権は、すべて甲に譲渡するも

のとする。また、成果品は甲が二次的著作物を作成し、利用することができるものとする。

- (5) 乙がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ甲と協議し、甲の承認を得ること。
- (6) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権等に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら甲の責めに帰す場合を除き、乙の責任、負担において一切を処理することとする。
- (7) 本業務の遂行にあたり、乙は業務上知り得た事項を第三者に漏洩しないよう十分注意すること。
- (8) 乙は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ甲の承認を受けた場合は、業務の一部を委託することができるものとする。
- (9) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、甲乙が協議の上、定めることとする。ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては、本業務に含まれるものとする。